

# 議事録

第 17 期名護市農業委員会

第 15 回 総 会

令和 3 年 11 月 29 日（月）

## 名護市農業委員会 第15回総会

開催日時 令和3年月11月29日（月）午後10時00分～

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番			6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	比嘉 晴	◎	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 熱	○	15番	宮里 強	欠
16番	山城 秀樹	○	17番	吳屋 信竹	○	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	欠
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第87号 農地転用事業計画変更承認申請について  
第88号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第90号 農用地利用集積計画の意見決定について  
第91号 非農地証明願について

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 12 番と 2 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 15 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農振農用地内、面積 231 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、従事日数 200 日。計画作物はバナナ。

整理番号 2 番 農振農用地内、面積 5,467 m<sup>2</sup> (2 筆合計)。新規就農のための使用貸借。従事者 1 名、従事日数 250 日。計画作物はコーヒー、ミカン。

整理番号 3 番 農振農用地内、面積 3,300 m<sup>2</sup>。規模拡大のための賃貸借。従事者 1 名、従事日数 250 日。計画作物は島らっきょ。

整理番号 4 番 農振農用地外、面積 376 m<sup>2</sup>。規模拡大のため無償移転。従事者 3 名、主従事日数 100 日。計画作物は島らっきょ。

整理番号 5 番 農振農用地内、面積 1,752 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、従事日数 150 日。計画作物は果樹。

議長

事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 87 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 1,167 m<sup>2</sup>。(2 筆合計)当初転用計画は、駐車場。貸しマリンレジャー兼キャンプ場のための計画変更。農地区分は、第 2 種(その他)一団農地は 0.1ha。5 条申請 6 番と同時申請。確約書有りの案件となっております。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 423 m<sup>2</sup>。当初転用計画は、建売住宅。貸し資材置場のための計画変更。農地区分は、第 3 種(4 割街区=51%) 5 条申請 2 番と同時申請。確約書有りの案件となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 88 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 599 m<sup>2</sup>。一般個人住宅を建築したい為の申請。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 2 番 農振外、面積 80 m<sup>2</sup>。一般住宅を建築する為の申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種中高層住居専用地域)

整理番号 3 番 農振外、面積 291 m<sup>2</sup>。土地を有効活用する為、庭と駐車場を増築したいための申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種中高層住居専用地域)となっており、始末書付き案件となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農振農用外、面積 1,093 m<sup>2</sup>一般個人住宅での所有権移転。第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 0.4 ha となっております。

整理番号 2 番 農用地域外、面積 423 m<sup>2</sup>。貸し資材置場としての所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（4 割街区 51%）となっており、確約書付き案件、5 条事変整理番号 2 番と同時申請となっております。

整理番号 3 番 農用地域外、面積 992 m<sup>2</sup>。建壳住宅としての所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）一団農地 9.1 ha となっております。

整理番号 4 番 農用地域外、面積 421.46 m<sup>2</sup>。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第 1 種農地（10 戸連たん）となっております。

整理番号 5 番 農用地域外、面積 331.54 m<sup>2</sup>。貸し駐車場での所有権移転。農地区分は、第 1 種農地（10 戸連たん）となっております。

整理番号 6 番 農用地域外、面積 1,167 m<sup>2</sup>。（2 筆合計）貸しまリンレジャー兼キャンプ場での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（その他）一団農地は 0.1 ha となっております。5 条事変整理番号 1 番と同時申請となっております。

整理番号 7 番 農用地域外、面積 716 m<sup>2</sup>（2 筆合計）。駐車場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地（市街地近接）となっており、始末書付き案件となっております。

整理番号 8 番 農用地域外、面積 2,578 m<sup>2</sup>（4 筆合計）。店舗での賃貸借。農地区分は、第 3 種農地（上・下水管）となっております。

整理番号 9 番 農用地域外、面積 125 m<sup>2</sup>。倉庫兼駐車場での賃貸借。農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）となっております。5 条申請整理番号 10 番と同時申請

整理番号 10 番 農用地域外、面積 271 m<sup>2</sup>。倉庫兼駐車場での賃貸借。農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 0.2 ha となっており 5 条申請 9 番と同時申請となっております。

整理番号 11 番 農用地域外、面積 463 m<sup>2</sup>。駐車場での所有権移転。第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 0.4 ha となっており、始末書付き案件となっております。

整理番号 12 番 農振地域外、面積 245 m<sup>2</sup>。一般個人住宅での使用賃借。農地区分は、第 3 種農地（第 1 種低層住居専用地域）となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 64 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 3 年 11 月 22 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 7 名。譲受人 7 名。設定筆数 8 筆、面積 17,517 m<sup>2</sup>。内 賃借権 4 筆、使用貸借権 3 筆、所有権移転 1 筆となっています。

整理番号 1 番 5 年の賃借権。予定作物は蜜源植物。先月の第 14 回総会において保留案件となっています。

整理番号 2 番~3 番 20 年の使用貸借権。予定作物はパッション、マンゴー、野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 4 番 3 年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 150 日

整理番号 5 番~6 番 5 年の賃貸借。予定作物は牧草。

整理番号 7 番 賃借権。予定作物は野菜。稼働日数は 150 日

整理番号 8 番 5 年の賃貸借。予定作物は観葉植物。稼働日数は 250 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、整理番号 1 番を保留案件とし、2 番~8 番までを可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第91号 非農地証明願について)

調査員 整理番号1番 農振農用外、面積1,162m<sup>2</sup>。(2筆合計)当該申請地は親からの相続後20年以上農地として利用されておらず現在は雑木が巨大化し農地としての利用が困難な場所である。

整理番号2番 農振農用外、面積191m<sup>2</sup>。当該申請地は家族内で農業ができる人が居ないため、平成16年以降から農地として利用されていない。

整理番号3番 農振農用外、面積588m<sup>2</sup>。当該申請地は進入路がなく袋地で何十年も前から農地としての利用が困難な場所である。

整理番号4番 農振農用外、面積42m<sup>2</sup>。当該申請地は住宅地の進入口となっており50年以上前から近隣住民の道路として使用されている。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第15回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 宮城 政喜 印

署名委員 比嘉 勲 印